

別紙 1 学歴区分に応じた民間企業等における職務経験年数

学歴区分		学歴免許等の資格（学校教育法による学校及び教育施設）	必要な職務経験年数		
			1 級職	2 級職	3 級職
大学院 修了	博士課程	大学院博士課程の修了	2 年以上	5 年以上	8 年以上
	修士課程・専門職学位（標準修業年限 2 年以上）	① 大学院修士課程（標準修業年限 2 年以上）の修了 ② 専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限 2 年以上）の修了	2 年以上	5 年以上	8 年以上
	修士課程・専門職学位（標準修業年限 1 年以上）	① 大学院修士課程（標準修業年限 1 年以上）の修了 ② 専門職大学院専門職学位課程（標準修業年限 1 年以上）の修了	2 年以上	6 年以上	9 年以上
大学 卒業	6 年制	大学の医学若しくは歯学に関する学科（教育基本法85条ただし書きに規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。）、薬学に関する学科（修業年限 6 年のものに限る。）の卒業	2 年以上	5 年以上	8 年以上
	専攻科	4 年制の大学の専攻科の卒業又は修了	2 年以上	6 年以上	9 年以上
	4 年制	4 年制の大学の卒業	2 年以上	7 年以上	10 年以上
短期大学 卒業	3 年制	① 3 年制の短期大学又は専門職大学の修業年限 3 年の前期課程の卒業又は修了 ② 2 年制の短期大学の専攻科の卒業又は修了 ③ 高等専門学校の専攻科の卒業又は修了 ④ 専修学校（修業年限 3 年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業	3 年以上	8 年以上	11 年以上
	2 年制	① 2 年制の短期大学又は専門職大学の修業年限 2 年の前期課程の卒業又は修了 ② 高等専門学校の卒業 ③ 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科（2 年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限 2 年以上のものに限る。）の卒業又は修了 ④ 大学の 2 年制の課程の修了 ⑤ 専修学校（修業年限 2 年以上の専門課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 ⑥ 各種学校（「高等学校 3 年制卒業」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものに限る。）の卒業	4 年以上	9 年以上	12 年以上
高等学校等 卒業	専攻科	① 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の専攻科の卒業又は修了 ② 専修学校（修業年限 1 年以上の専門課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業又は修了	5 年以上	10 年以上	13 年以上
	3 年制	① 高等学校、中等教育学校又は特別支援学校（学校教育法第76条第 2 項に規定する高等部に限る。）の卒業 ② 高等専門学校の 3 年次の課程の修了 ③ 専修学校（修業年限 3 年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 ④ 各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限 3 年以上の課程のものに限る。）の卒業	6 年以上	11 年以上	14 年以上
	2 年制	① 専修学校（修業年限 2 年以上の高等課程で年間授業時数680時間以上のものに限る。）の卒業 ② 各種学校（「中学校卒業」を入学資格とする修業年限 2 年以上の課程のものに限る。）の卒業	7 年以上	12 年以上	15 年以上
中学校等卒業		① 中学校、義務教育学校若しくは特別支援学校（学校教育法第76条第 1 項に規定する中学部に限る。）の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 ② 専修学校（修業年限 1 年以上の高等課程で年間授業時数800時間以上のものに限る。）の卒業	9 年以上	14 年以上	17 年以上

- 卒業、修了は、卒業見込み、修了見込みも含みます。卒業（修了）見込みの人は、令和 8 年 3 月 31 日までに卒業（修了）できなかった場合、必要な職務経験年数について下位の学歴区分の欄を適用します。
- 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校の定時制の課程、大学におかれる夜間課程又は通信教育課程を卒業（修了）した場合は、実際に修学した年数にかかわらず、同種の学校の通常課程の卒業（修了）と同一の職務経験年数が必要となります。
- 飛び入学等により修業年限を短縮して卒業（修了）した人（見込みを含む。）については、当該学歴区分に対応した必要な職務経験年数を適用します。